



欧州委員会 (EUROPEAN COMMISSION)

司法総局 (DIRECTORATE-GENERAL JUSTICE)

C局 (Directorate C) : 基本的権利及び欧州連合市民権

ユニットC.3 (Unit C.3) : データ保護

欧州委員会決定 C(2010)593 (Commission Decision C(2010)593)
標準契約条項 (処理者)

EU データ保護指令 (Directive 95/46/EC) 第 26 条 2 項に関する、十分なレベルの保護を確保していない第三国で設立された処理者への個人データの移転についての標準契約条項

データ輸出組織の名称 :

住所 :

電話 :; FAX :;電子メール :

上記組織の特定に必要なその他の情報 :

.....
(以下「データ輸出者」という。)

及び

データ輸入組織の名称 :

住所 :

電話 :; FAX :;電子メール :

上記組織の特定に必要なその他の情報 :

.....
(以下「データ**輸入者**」という。)

各々を「各当事者」、両者を合わせて「両当事者」という。

上記の者は、データ輸出者からデータ輸入者に対する個人データ（附属書類 1 に明記されているもの）の移転における、個人のプライバシー、基本的権利及び自由の保護に関する十分な保護措置を提示するため、以下の契約条項（以下「本契約条項」という。）に合意した。

第1条

定義

本契約条項において、以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

- (a) 「個人データ」、「特別カテゴリーのデータ」、「処理」、「管理者」、「処理者」、「データ主体」及び「監督当局」は、個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995年10月24日の欧州議会及び理事会の指令 (Directive 95/46/EC) における定義と同じ意味を有する¹。
- (b) 「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味する。
- (c) 「データ輸入者」とは、データ輸出者の指示及び本条項の条件に従い、移転した後にデータ輸出者に代わって処理を行うことが予定されている個人データを、データ輸出者から受領することに同意する処理者であり、Directive 95/46/EC の第 25 条(1)項での意味における十分な保護を提供する第三国の制度に服していない者を意味する。
- (d) 「復処理者」とは、データ輸入者又はデータ輸入者の他の復処理者から業務を請け負う処理者であり、移転した後に、データ輸出者の指示、本条項の条件及び書面による契約の条件に従い、データ輸出者に代わって処理を行うことのみを目的とした個人データを、データ輸入者又はデータ輸入者の他の復処理者から受領することに同意した者を意味する。
- (e) 「適用されるデータ保護法令」とは、データ輸出者が設立された EU 加盟国においてデータ管理者に適用される、個人の基本的権利及び自由 (特に、個人データの処理に関するプライバシー権) を保護する法律を意味する。
- (f) 「技術的及び組織的セキュリティ対策」とは、特にネットワークを通じた送信による処理が行われる場合の偶発的又は違法な破壊、偶発的な喪失、変更、不正開示又はアクセス、及びその他のあらゆる違法な処理形態から個人データを保護することを目的とする対策を意味する。

¹ 両当事者が本契約内容を別途定めることを望む場合は、Directive 95/46/EC に規定される定義及び意味を本条で示すこともできる。

第2条

データ移転の詳細

データ移転（該当する場合は、とりわけ特別カテゴリーの個人データ）の詳細は、付属書類 1（同付属書類は、本契約条項の不可分な一部を構成する。）において特定される。

第3条

第三受益者条項

1. データ主体は、第三受益者として、データ輸出者に対し、本条、第 4 条 (b)項ないし(i)項【ジェトロ注：(b)項から(i)項までの範囲を示す。以下同じ】、第 5 条(a)項ないし(e)項及び(g)項ないし(j)項、第 6 条(1)項及び(2)項、第 7 条、第 8 条(2)項、並びに第 9 条ないし第 12 条を強制することができる。
2. データ主体は、データ輸出者が事実上消滅し、又は法律上存在しなくなった場合、データ輸入者に対し、本条、第 5 条(a)項ないし(e)項及び(g)項、第 6 条、第 7 条、第 8 条(2)項、並びに第 9 条ないし第 12 条を強制することができる。ただし、データ輸出者の承継人が、契約又は法律により、データ輸出者の法的義務を全て引き受け、その結果、当該承継人がデータ輸出者の権利義務を承継した場合を除く。この場合、データ主体は、当該承継人に対してこれらを強制することができる。
3. データ主体は、データ輸出者及びデータ輸入者の双方が事実上消滅し、もしくは法律上存在しなくなった場合、又はこれらの双方が支払不能に陥った場合、復処理者に対し、本条、第 5 条(a)項ないし(e)項及び(g)項、第 6 条、第 7 条、第 8 条(2)項、並びに第 9 条ないし第 12 条を強制することができる。ただし、データ輸出者の承継人が、契約又は法律により、データ輸出者の法的義務を全て引き受け、その結果、当該承継人がデータ輸出者の権利義務を承継した場合を除く。この場合、データ主体は、当該承継人に対してこれらを強制することができる。データ復処理者の第三者に対する法的責任は、本契約条項に基づく自身の処理業務に限定されるものとする。
4. 両当事者は、データ主体が希望し、かつ国内法上許容されている場合は協会又はその他の機関がデータ主体を代理することに異議を申し立てない。

第4条

データ輸出者の義務

データ輸出者は、以下に同意し、以下を保証する。

- (a) データ輸出者は、個人データの処理（個人データの移転自体を含む。）を、適用されるデータ保護法令に従い実施してきたこと、また、今後も引き続き上記法令に従いこれを実施すること、（また、該当する場合には、データ輸出者が設立された EU 加盟国の関係当局に通知を行っていること）、さらに、当該加盟国の関連条項に違反しないこと。
- (b) データ輸入者に対し、移転された個人データの処理を、適用データ保護法令及び本契約条項に従い、当該データ輸出者のためにのみ行うよう指示していること、また、個人データ処理サービスの継続期間を通じて、かかる指示を行うこと。
- (c) データ輸入者が、付属書類 2 で特定される技術的及び組織的セキュリティ対策に関して、十分な保証を与えること。
- (d) 適用されるデータ保護法令要件の評価に従い、セキュリティ対策が、特にネットワークを通じた送信による処理が行われる場合の偶発的又は違法な破壊、偶発的な喪失、変更、不正開示又はアクセス、及びその他のあらゆる違法な処理形態から個人データを保護するのに適切なものであり、また、これらの対策が、最新の技術と対策実施費用を考慮した上で、処理及びデータの本質により生じるリスクを回避できるよう適切なレベルのセキュリティを確保するものであること。
- (e) セキュリティ対策の確実な遵守を図ること。
- (f) 当該移転に特別カテゴリーのデータが含まれる場合、データ主体に対し当該データ主体のデータが Directive 95/46/EC の意義の範囲で十分な保護が提供されていない第三国に移転される可能性がある旨を通知済みであること、もしくは事前に通知すること、又は事後的に可能な限りすみやかに通知すること。
- (g) 第5条(b)項及び第8条(3)項に基づきデータ輸入者又は復処理者から受領した通知を、データ保護監督当局に転送すること。ただし、データ輸出者が、移転の継続又は移転の一時停止を解除する旨を決定した場合に限る。
- (h) 要請に応じ、データ主体に対し、本契約条項のコピー1部（ただし、付属書類 2 は例外とする。）及びセキュリティ対策の概要、並びに復処理サービスに関する契約書（この契約は、本契約条項に従い作成されなければならない。）のコピー1部を提供すること。ただし、本契約条項又

は復処理サービス契約に商業上の情報が含まれる場合、データ輸出者は、当該商業上の情報を除外することができる。

- (i) 復処理が行われる場合、当該処理業務が、データ主体の個人データ及び権利に対し、少なくとも本契約条項におけるデータ輸入者と同レベルの保護を提供する復処理者により、第 11 条に整合的に実施されること。
- (j) 第 4 条(a)項ないし(i)項の遵守を確保すること。

第 5 条

データ輸入者の義務²

データ輸入者は、以下に同意し、以下を保証する。

- (a) 個人データの処理を、データ輸出者のためにのみ、データ輸出者の指示及び本契約条項に従って行うこと。何らかの理由により上記を遵守することができない場合、データ輸入者は、すみやかにデータ輸出者に通知することに同意する。この場合、データ輸出者は、データ移転を一時停止する権利及び／又は本契約を解除する権利を有する。
- (b) データ輸入者に適用される法令により、データ輸出者からの指示の遂行及び本契約に基づく自身の義務の履行が妨げられると信じる理由は存在しないこと。また、本契約条項に規定された保証及び義務に実質的に悪影響を及ぼすおそれのある上記法令への変更が行われた場合、データ輸入者は、当該変更を認識した後すみやかに、データ輸出者に対して当該変更を通知すること。この場合、当該データ輸出者は、データ移転を一時停止する権利及び／又は本契約を解除する権利を有する。
- (c) 移転された個人データの処理を行う前に、付属書類 2 で特定される技術的及び組織的セキュリティ対策を講じていること。
- (d) 以下について、データ輸出者にすみやかに通知すること。

² Directive 95/46/EC 第 13 条(1)項で列挙された利益の 1 つに基づき民主主義社会に不可欠とされる範囲を上回らない、データ輸入者に適用される国内法上の義務的要請は (すなわち、国家の安全、防衛、公安、刑事犯罪もしくは規制される職業の職業倫理違反の防止、捜査、発見及び訴追、重要な経済的もしくは財政的な国家の利益、又はデータ主体もしくはその他の者の権利及び自由の保護に必要な措置を講じている場合)、本標準契約条項と矛盾するものではない。民主主義社会において必要な範囲を上回らない義務的要請の例としては、特に、国際的に認知された制裁措置、税務報告義務要件、アンチ・マネーロンダリング報告義務要件等がある。

- (i) 法執行機関から、法的拘束力を有する個人データの開示要請を受けた場合。ただし、通知を行うことが禁止されている場合（例えば、刑法に基づく法執行機関の捜査の秘密性を維持するための禁止）を除く。
- (ii) 偶発的又は不正アクセス。
- (iii) データ主体から直接受けた要請（通知以前に（要請への）対応を行わない）。ただし、対応することが認められている場合を除く。
- (e) 移転の対象である個人データの処理に関するデータ輸出者からの全ての質問を、迅速かつ適切に処理すること。また、移転されたデータの処理に関する監督当局からの助言に従うこと。
- (f) データ輸出者の要請に応じ、データ輸出者又は検査機関（監督当局との合意により（該当する場合）、データ輸出者により選定された、独立性及び必要とされる専門的資格を有し、秘密保持義務に拘束されるメンバーにより構成される。）が実施する、本契約条項の対象となる処理活動の監査のためにデータ処理設備を提供すること。
- (g) 要請に応じ、データ主体に対し、本契約条項又はデータの復処理に関する既存の契約書のコピー 1 部を提供すること（ただし、本契約条項又は上記復処理契約に商業上の情報が含まれる場合は、当該商業上の情報を除外することができる）。ただし、付属書類 2 については、データ主体がそのコピーをデータ輸出者から入手できない場合は、セキュリティ対策の概要で代替するものとする。
- (h) データの復処理が行われる場合、事前にデータ輸出者に通知し、事前の書面による同意を取得していること。
- (i) 復処理者による処理サービスが、本契約条項の第 11 条に従い実施されること。
- (j) 本契約条項に基づき締結されたデータの復処理契約書のコピー 1 部を、すみやかにデータ輸出者に送付すること。

第 6 条

法的責任

1. 両当事者は、当事者のいずれか又は復処理者が本契約条項の第 3 条又は第 11 条に違反したことにより損害を被ったデータ主体が、当該損害について、データ輸出者から賠償を受ける権利を有することに同意する。

2. データ輸出者が事実上消滅し、もしくは法律上存在しなくなったこと、又は支払不能に陥ったことのために、データ主体が、データ輸入者又は復処理者が第 3 条又は第 11 条に基づく義務に違反したことに起因する第 1 項に基づく賠償請求をデータ輸出者に対して行うことができない場合、データ輸入者は、データ主体が、あたかもデータ輸入者がデータ輸出者であるかのように、データ輸入者に対して請求を行うことができることに同意する。ただし、データ輸出者の承継人が、契約又は法律により、データ輸出者の法的義務を全て引き受けた場合を除く。この場合、当該データ主体は、当該承継人に対して権利を行使することができる。

データ輸入者は、復処理者により違反が行われたという事実に依拠して自身の法的責任を回避することはできない。

3. データ輸出者及びデータ輸入者の双方が事実上消滅し、もしくは法律上存在しなくなった場合、又はこれらの双方が支払不能に陥ったために、データ主体が、復処理者が第 3 条又は第 11 条に規定された義務に違反したことに起因する請求について、第 1 項及び第 2 項に規定されたデータ輸出者又はデータ輸入者に対する請求を行うことができない場合、復処理者は、データ主体が、本契約条項に基づく復処理者の復処理に関して、あたかも復処理者がデータ輸出者又はデータ輸入者であるかのように、復処理者に対して請求を行うことができることに同意する。ただし、データ輸出者又はデータ輸入者の承継人が、契約又は法律により、データ輸出者又はデータ輸入者の法的義務を全て引き受けた場合を除く。この場合、データ主体は、当該承継人に対して自身の権利を行使することができる。復処理者の法的責任は、本契約条項に基づく自身の処理業務に限定されるものとする。

第 7 条

調停及び裁判管轄

1. データ輸入者は、データ主体が本契約条項に基づきデータ輸入者に対して第三受益者としての権利を行使し、及び／又は損害賠償請求を行った場合、データ主体による以下の決定に従うことに同意する。
 - (a) 当該紛争を、独立の第三者、又は監督当局（該当する場合）による調停に付託すること。
 - (b) 当該紛争を、データ輸出者が設立された EU 加盟国の裁判所に付託すること。

2. 両当事者は、データ主体が上記選択を行っても、データ主体が国内法又は国際法の他の条項に従い救済を求める実体的権利又は手続的権利に影響を与えないことに同意する。

第8条

監督当局との協力

1. データ輸出者は、監督当局が要請した場合、又は適用されるデータ保護法令に基づき必要とされる場合、本契約書のコピー (1部) を監督当局に預けることに同意する。
2. 両当事者は、監督当局がデータ輸入者及び復処理者の監査 (適用されるデータ保護法令に基づくデータ輸出者に対する監査と同じ範囲の監査であり、上記監査に適用される条件と同一の条件に服する。) を行う権利を有することに同意する。
3. データ輸入者は、第2項に基づくデータ輸入者又は復処理者の監査の実施を妨げる、データ輸入者又は復処理者に適用される法律が存在する場合に、データ輸出者にすみやかに通知するものとする。この場合、データ輸出者は、第5条(b)項で想定される措置を講じる権利を有するものとする。

第9条

準拠法

本契約条項は、データ輸出者が設立された EU 加盟国、

すなわち.....

の法律に準拠するものとする。

第10条

本契約の変更

両当事者は、本契約の変更又は修正を行わないことを約束する。ただし、両当事者が、本契約条項と矛盾しない限度で、必要に応じて商取引上の条項を追加することは妨げられない。

第 11 条

復処理

1. データ輸入者は、データ輸出者の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約条項に基づきデータ輸入者がデータ輸出者のために履行する処理業務を委託しないものとする。データ輸入者が、データ輸出者の同意を得て本契約条項に基づく自身の義務を委託する場合、データ輸入者は、本契約に基づきデータ輸入者に課されるものと同一の義務を復処理者に課す契約を書面で締結することによってのみ、かかる復処理の委託を行うものとする³。復処理者が、かかる書面による契約に基づくデータ保護義務の履行を怠った場合、データ輸入者は、当該契約に基づく復処理者の義務の履行について、データ輸出者に対し完全に責任を負うものとする。
2. データ輸出者又はデータ輸入者が事実上消滅し、もしくは法律上存在しなくなった場合、又はこれらの双方が支払不能に陥った場合で、かつ契約又は法律によりデータ輸出者又はデータ輸入者の法的義務を全て引き受ける承継人が存在しないため、データ主体が第 6 条 1 項に規定された損害賠償の請求をデータ輸出者又はデータ輸入者に対して行うことができない場合に備え、データ輸入者と復処理者との間の事前の書面による契約には、第 3 条に定められている第三受益者条項を規定するものとする。かかる復処理者の第三者に対する法的責任は、本契約条項に基づく自身の処理業務に限定されるものとする。
3. 第 1 項で言及される、契約に基づく復処理におけるデータ保護の観点に関する規定は、データ輸出者が設立された EU 加盟国、すなわち
.....
の法律に準拠するものとする。
4. データ輸出者は、本契約に基づき締結され、第 5 条(j)項に基づきデータ輸入者から通知された復処理契約のリストを保管するものとする。同リストは、少なくとも 1 年に 1 回の更新が行われるものとする。同リストは、データ輸出者のデータ保護監督当局も入手することができるものとする。

³ この要件は、本決定に基づきデータ輸出者とデータ輸入者との間で締結された契約に、復処理者が連署する方法でも満たすことができる。

第12条

個人データ処理サービス終了後の義務

1. 両当事者は、データ処理サービスの提供が終了した際、データ輸入者及び復処理者が、データ輸出者の選択に従い、移転された全ての個人データ及びそのコピーをデータ輸出者に返却するか、又は全ての個人データを破棄し、データ輸出者に対して破棄を行った旨を証明することに同意する。ただし、データ輸入者に適用される法律により、データ輸入者が移転されたデータの全部又は一部の返還又は破棄することが防止されている場合を除く。この場合、データ輸入者は、移転された当該個人データの秘密を保証すること及び当該個人データの処理を積極的に行わないことを保証する。
2. データ輸入者及び復処理者は、データ輸出者及び／又は監督当局の要請に応じ、第1項に規定された措置の監査のため、データ処理設備を提供することに同意する。

データ輸出者代表者

氏名 (フルネーム)

役職 :

住所 :

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合)

署名 :

組織印

データ輸入者代表者

氏名 (フルネーム)

役職：

住所：

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合)

署名：.....

組織印

標準契約条項の付属書類 1

本付属書類は、本契約条項の一部を構成する。両当事者は、本付属書類の全項目に必要な事項を記入の上、これに署名しなければならない。

EU 加盟国は、国内における手続きに従い、本付属書類に含めるべき必要な追加情報を補完又は記載を行うものとする。

データ輸出者

データ輸出者は、(本件移転に関するデータ輸出者の活動を簡潔に記載してください。)

.....
.....

データ輸入者

データ輸入者は、(本件移転に関するデータ輸出者の活動を簡潔に記載してください。)

.....
.....

データ主体

移転される個人情報、以下のカテゴリーのデータ主体に関するものである(明記してください。)

.....
.....

データのカテゴリー

移転される個人データは、以下のデータカテゴリーに関するものである(明記してください。)

.....
.....

特別カテゴリーのデータ (該当する場合)

移転される個人データは、以下のデータの特別カテゴリーに関するものである(明記してください。)

.....
.....

処理業務

移転された個人情報は、以下の基本的な処理活動の対象となる(明記してください。)

.....
.....

データ輸出者

氏名 :

正式な署名.....

データ輸入者

氏名 :

正式な署名.....

標準契約条項の付属書類 2

本付属書類は、本契約条項の一部を構成する。両当事者は、本付属書類の全項目に必要な事項を記入の上、これに署名しなければならない。

第 4 条(d)項及び第 5 条(c)項に従い、データ輸入者により講じられた技術的及び組織的セキュリティ対策の説明 (又は文書/法律を添付) :

.....
.....
.....
.....
.....

保証条項の例 (任意)

法的責任

両当事者は、一方当事者が他方当事者による本契約条項違反について法的責任を問われた場合、当該他方当事者は、法的責任を有する限りにおいて、当該他方当事者に生じた一切の費用、料金、損害、支出又は損失を保証する。

補償は、以下を条件とする。

- (a) データ輸出者が、データ輸入者に対し、請求についてすみやかに通知すること。および、
- (b) データ輸入者に、当該請求の抗弁及び解決において、データ輸出者と協力する可能性が与えられていること⁴。

⁴ 法的責任に関する項は、任意である。